

第3回横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会 議事録

■ 日 時

平成21年3月3日(金) 午後6時から午後7時20分まで

■ 場 所

第一総業ビル5階会議室

■ 出席者等

- (1) 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員(50音順) 5人
河原和夫委員長、遠藤淳子委員、おちとよこ委員、恩田清美委員、成原健太郎委員
- (2) 事務局(横浜市健康福祉局)
企画部長、医療政策課長、地域医療担当課長、救急・災害医療担当課長、医療政策課担当課長
外6人
- (3) 傍聴者
7人(記者を除く)

1 開 会 (司会:横浜市健康福祉局医療政策課担当課長)

2 報 告

指定管理者の指定の取消しの変更について

- ・取り消しになったのは、救急医療センターの運営には問題があったわけではないが、市民の不安を払拭するため、十分な説明が必要。

3 議 事

- (1) 委員会の公開について
- (2) 再公募結果の検証について
- (3) 指定管理者の選定方法及び運営可能な法人の検証について
(選定方法について)
 - ・再々公募を行っても、応募する法人がなかったという事態を受け止め、選定方法や運営可能な法人について議論を行う必要がある。
 - ・今後さらに公募しても新たな法人の応募は見込めない。
 - ・一部の他都市において直営を続けるということは、それなりの意味があるのではないか。
 - ・救急医療センター単体の施設として議論するのではなく、病診連携など、地域医療全体として考えて選定方法を検討するべき。
 - ・公募は現実的に困難であるため、非公募で特定の団体に依頼することもやむを得ない。

委員会結論

選定方法は、非公募指名プロポーザル方式とすることが適当

(運営可能な法人について)

- ・横浜市立大学は研究や医師の育成機関としての役割の中で、救急医療センターの運営を行うことについても大学の使命と相容れないものではないと考える。
- ・公的な役割を有し医師の派遣能力がある法人が適当。

- ・ 社団法人横浜市医師会は他の2か所の夜間急病センターの運営を行っており、既に運営上のノウハウを蓄積している。効率的な医療提供が可能と思われる。
- ・ 社団法人横浜市医師会は開業医の協力なども期待でき、医師の確保も可能と考える。
- ・ 社団法人横浜市医師会を選定した場合は、指定管理者制度導入以前に委託をしていた財団法人横浜市総合保健医療財団と比較してサービス内容の向上に努めてもらう必要がある。
- ・ 法人側の意向も重要な要件ではないか。

委員会結論

運営可能法人としては、社団法人横浜市医師会とすることが適当

(4) 経営状況の検証（持続可能な経営のあり方の検討）

- ・ 人件費比率が7割超えるなど、運営上のリスクが高い。応募がない理由のひとつかもしれない。
- ・ 指定管理料については現在の運営主体でも赤字がでている状態であることから、経費を精査した上で、指定管理料を増額することも検討するべきである。
- ・ 再公募して応募団体がいないのだから、指定管理料が現在の額を上回ることもある。
- ・ （上記の場合）適切な報酬を確保できないと診療従事者の安定的確保はできない。
- ・ 指定管理料も税金である以上、透明性の確保が必要である。
- ・ 指定管理料の用途について透明性の確保（市民への情報開示）、定期的な検証（監査等の実施）など、市民に対する説明責任を果たす仕組みが必要。
- ・ 患者数の減少など指定管理者の責任ではない理由による損失への市の対応を考えるべき。

(5) その他意見

- ・ 社団法人横浜市医師会に救急医療センターという初期救急医療を担っていただく前提として、開業医の協力という横の協力体制と、重症患者の転送先と円滑な受入先の確保（二次救急医療機関）という縦の協力体制が大切である。

委員会意見

- ア 選定方法は非公募指名プロポーザル方式とすることが適当**
イ 運営可能法人としては横浜市医師会とすることが適当
ウ 指定管理料は、提供する初期救急医療内容と共にプロポーザル審査事項とすることが適当
- ・ 指定管理者と市が協働し運営を検証する仕組みが必要
 - ・ 市は指定管理者の責任でない理由による損失等のリスクへの対応を図る必要がある